

芸濃総合文化センター内アリーナ・剣道場

芸濃総合文化センター内アリーナ・剣道場



アリーナ

観覧席



会議室

来賓室

放送室



剣道場入り口

剣道場

トレーニング室

所在地	津市芸濃町棕本6824
施設内容	<p>○競技場 2,349.6㎡</p> <p>【使用可能種目】バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面 など</p> <p>○観覧席 2階観覧席472人</p> <p>○剣道場 577.4㎡</p> <p>【使用可能種目】剣道2面、卓球16台設置可</p> <p>○トレーニング室</p> <p>【設置器具】ランニングマシン、エアロバイク、レッグプレスマシン、ベンチプレス、ストレッチマット、カーフアンドバックマシンなど</p> <p>○会議室、役員室、来賓室、母子室</p>
使用時間	9:00~21:30
駐車場	266台（芸濃総合文化センターと併用）
連絡先 （お問い合わせ先）	<p>（芸濃総合文化センター事務室）</p> <p>・TEL 059-265-6000</p> <p>・FAX 059-265-6003</p>

芸濃総合文化センター内アリーナの利用料金（その1）（単位：円）

		時間区分	①	②	③
使用区分			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで
アリーナ	入場料等を徴収し ない場合	スポーツのために使用 する場合	2,000	3,000	4,000
		その他の場合	4,000	6,000	8,000
	入場料等を徴収す る場合	スポーツのために使用 する場合	6,000	9,000	12,000
		その他の場合	10,000	15,000	20,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		20,000	30,000	40,000
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当 たり 500		
	一般公開日におけ る個人使用	中学生以下	100	100	100
高校生以上・一般		200	200	200	
剣道場	入場料等を徴収し ない場合	スポーツのために使用 する場合	1,500	2,000	4,000
		その他の場合	3,000	4,000	8,000
	入場料等を徴収す る場合	スポーツのために使用 する場合	4,500	6,000	12,000
		その他の場合	9,000	12,000	24,000
シャワー室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき		100
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき		200
トレーニング室			1人1回につき		200
			1箇月（一般会員）		1,000
			1年（特別会員）		8,000

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
 - (1) アリーナ又は剣道場の使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

芸濃総合文化センター内アリーナの利用料金（その2）（単位：円）

		時間区分	①	②	③
使用区分			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで
会議室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,500	2,000	2,200
		その他の場合	3,000	4,000	4,400
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,800	2,400	2,640
		その他の場合	4,500	6,000	6,600
役員室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,500	2,000	2,200
		その他の場合	3,000	4,000	4,400
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,800	2,400	2,640
		その他の場合	4,500	6,000	6,600
来賓室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,500	2,000	2,200
		その他の場合	3,000	4,000	4,400
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,800	2,400	2,640
		その他の場合	4,500	6,000	6,600

- 1 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 2 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 4 冷暖房時の使用料は、当該施設の使用料の3割増しの額とする。
- 5 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。